

第六十八回
国会

参議院交通安全対策特別委員会会議録第八号

昭和四十七年六月十六日(金曜日)

午後二時十三分開会

委員の異動

六月十五日

川村 清一君
前川 旦君

補欠選任
中村 波男君

野上 元君

野上 元君

六月十六日

鬼丸 勝之君
野上 元君

補欠選任
橋 直治君
戸叶 武君

出席者は左のとおり。

委員長 戸叶 武君

委員 藤原 道子君

理事 岡本 悟君

二木 謙吾君

阿具根 登君

原田 立君

柴田 利右門君

委員 今泉 正二君

岩本 政一君

黒住 忠行君

橋 直治君

中村 慎二君

中村 登美君

橋本 繁蔵君

山崎 竜男君

神沢 浄君

中村 波男君

阿部 憲一君

小笠原貞子君

国務大臣

運輸大臣 丹羽喬四郎君

政府委員 運輸政務次官 佐藤 孝行君

海上保安庁長官 手塚 良成君

海上保安庁次長 須賀貞之助君

事務局員 常任委員会専門員 吉田善次郎君

本日の会議に付した案件

○海上交通安全法案(内閣提出 衆議院送付)

○ドライブイン等ドライバーの休憩所において酒類の提供を禁止する法律の制定に関する請願(第二九五号)(第三〇〇号)(第三〇一號)(第三〇九号)(第三三六号)(第三四〇号)(第三四一號)(第三七一號)(第四一五号)(第四三八号)(第四四五号)(第四四六号)(第四六七号)(第四六九号)(第四七六号)(第四七七号)(第四八九号)(第五七一號)(第五七二號)(第六四五号)(第六五九号)(第七六二號)(第七七八号)(第八〇五号)(第八二四号)(第八二五号)(第八四三三三)(第八六一号)(第一一三四号)(第一一三五号)(第一一三六号)(第一一三七号)(第一一四七号)(第一一七九号)(第一二二〇号)(第一二四五号)(第一二四六号)(第一二四八号)(第一二六二號)(第一二六三三)(第一二六四号)(第一二六五号)(第一二七八号)(第一三二五号)(第一三二六号)(第一三二七号)(第一三四五号)(第一三四六号)(第一三四七号)(第一三四八号)(第一三四九号)(第一三六七号)(第一三六八号)(第一三六九号)(第一三七五号)(第一三八三三)(第一四〇九号)(第一四三六号)(第一四四六号)(第一四四五号)(第一四七五号)(第一五二六号)(第一五四二號)(第一五四三三)(第一五四六号)(第一五五〇号)(第一五五九号)(第一五六三三)(第一五六四号)(第一五六五号)(第一五六八号)(第一七〇八号)(第一七七七八)

号(第一八〇〇号)(第一八六七号)(第一八八八号)(第一八八九号)(第一八七三三)(第一八九一三)(第一九一三三)(第一九六〇号)(第三〇〇七号)

○トラックによる貨物輸送の安全対策に関する請願(第一二五六号)(第一二六六号)(第一二六七号)(第一二六八号)(第一二六九号)(第一二九〇号)(第一二九一三)(第一二九二二)(第一二九三三)(第一二九四四)(第一三〇八号)(第一三〇九号)(第一三一〇一)(第一三一六号)(第一三一七号)(第一三一九号)(第一三三六号)(第一三七四号)(第一三八四四)(第一三九二二)(第一三九三三)(第一三九四四)(第一三九五五)(第一四〇三三)(第一四〇七号)(第一四一三三)(第一四六四四)(第一四八六号)(第一四八九号)(第一五一四四)(第一五一九号)(第一五二五号)(第一五四四四)(第一六〇七号)(第一六四六号)(第一六五八号)(第一三三六号)(第一九八九号)

○継続調査要求に関する件

○委員派遣承認要求に関する件

○特別委員長の辞任及び補欠選任の件

○委員長(藤原道子君) ただいまから交通安全対策特別委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。昨十五日川村清一君及び前川旦君が委員を辞任され、その補欠として中村波男君及び野上元君が選任されました。

また、本日、鬼丸勝之君が委員を辞任され、その補欠として橋直治君が選任されました。

○委員長(藤原道子君) 次に、海上交通安全法案を議題といたします。

本案に対する質疑は終局しておりますが、先般の原田君の質疑に対し答弁漏れがございますので、政務次官から答弁があります。これを許します。

○佐藤政務次官 先般の原田委員の質問に対して私の答弁が適切な答弁でなかったことをおわび申し上げます。

私の記憶からいいますと、現在の海上の交通安全法で航路区域に指定される区域内で船舶のふくそうするために漁業が継続できない場合これは国が補償しなければならぬのではなからうか、こういう御指摘であったように記憶いたしております。

当然、漁業法第三十九条にも該当する問題ですから、国の責任において補償すべきものと判断いたします。また、そのように努力する所存でございます。

○委員長(藤原道子君) よろしゅうございますか、原田君。

それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

別に御発言もございませんければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤原道子君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

海上交通安全法案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤原道子君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○阿具根登君 私は、ただいま可決されました海上交通安全法案に対し、自民、社会、公明、民社共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

海上交通安全法案に対する附帯決議案(案)

政府は、本法の施行にあたり、左に掲げる諸点につき適切な措置を講じ、その運用に遺憾な

きを期すべきである。

記

一、経済の成長に伴い石油需要が今後とも増大する情勢にあることにかんがみ、臨海工場の計画的再配置並びに中継基地及びパイプライン網による原油輸送システムの整備をはかり、内海における船舶交通の輻輳を緩和すること。

二、前項の施策の進捗とあいまつて、トン数制限を実施する等超大型船舶の内海航行を規制する措置を講ずること。

三、将来、法指定航路における船舶交通の著しい輻輳により、いかにしても船舶の安全航行と漁業操業の調整がつかない場合には、適切な補償措置、代替漁場の提供等によつて国の責任において漁業者の生活権の保護をはかること。

四、海域の汚染、船舶交通の輻輳等により関係漁民が被る影響にかんがみ、内海漁業の保護及び振興をはかるための水産政策を強力に推進すること。

五、加害者不明の船舶、油等による漁業被害については、これを救済するための有効な制度の確立をはかること。

六、政省令の改廃あるいは施行にあつては、関係者の意見を尊重するよう特に配慮すること。

右決議する。

○委員長(藤原道子君) ただいま阿具根君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤原道子君) 全会一致と認めます。よつて、阿具根君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

丹羽運輸大臣からただいまの附帯決議に対し発言を求められておりますので、この際、これを許

します。丹羽運輸大臣。

○国務大臣(丹羽喬四郎君) ただいま決議されました附帯事項の内容につきましては、その趣旨を十分尊重し、誠意をもって実施に当たる所存でございます。

○委員長(藤原道子君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤原道子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(藤原道子君) 次に、請願の審査を行います。

第二九五号ドライブイン等ドライバーの休憩所において酒類の提供を禁止する法律の制定に関する請願外百十九件を議題といたします。

本委員会に付託されております百二十件の請願について理事会で協議した結果、ドライブイン等ドライバーの休憩所において酒類の提供を禁止する法律の制定に関する請願第二九五号外八十一件の請願は、いずれも願意おおむね妥当と認め、議院の会議に付するを要するものにして、内閣に送付するを要するものと決定することに意見が一致いたしました。

理事会の申し合わせどおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤原道子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤原道子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(藤原道子君) 次に、継続調査要求に関する件についておはかりいたします。

交通安全対策樹立に関する調査につきましては、閉会中もお調査を継続することとし、本件の継続調査要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤原道子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤原道子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(藤原道子君) 次に、委員派遣承認要求に関する件についておはかりいたします。

交通安全対策樹立に関する調査のため、閉会中委員派遣を行ないたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤原道子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

つきましては、派遣委員、派遣地、派遣期間等の決定は、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤原道子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後二時二十二分休憩

午後十時五十分開会

〔理事阿具根君委員長席に着く〕

○理事(阿具根君) ただいまから交通安全対策特別委員会を再開いたします。

藤原委員長から委員長辞任の申し出がございますので、私が暫時委員長の職務を行います。

して戸叶武君が選任されました。

○理事(阿具根君) 委員長辞任の件についておはかりいたします。

ただいま申し上げましたように、藤原委員長より委員長辞任の願いが提出されております。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(阿具根君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○理事(阿具根君) これより委員長の補欠選任を行ないたいと思ひます。つきましては、選任の方法はいかがいたしましょうか。

○二木謙吾君 私は委員長に戸叶武君を推薦することの動議を提出いたします。

○理事(阿具根君) ただいまの二木君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(阿具根君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

よつて、委員長に戸叶武君が選任されました。

(拍手)

〔戸叶武君委員長席に着く〕

○委員長(戸叶武君) はからずも委員長に御選出をいただきまして、たいへん光栄に存じると同時に、責任を感じる次第であります。まことに微力でございますが、委員皆さま方の御協力をいただき、全力を尽くしてまいりたいと思ひますので、何とぞ今後ともよろしくお願い申し上げます。

では、前の委員長の藤原委員長のごあいさつをお願いいたします。(拍手)

○藤原道子君 長い間、至らぬ私に對しましてたいへん御協力をいただき、まことにありがとうございます。今回辞任をさせていただきますと、本委員会に委員として残らしていただきまして、皆さまとともに交通安全のために努力をいたしましたと思ひます。まことに御協力ありがとうございました。

ました。(拍手)

○委員長(戸叶武君) これにて散会いたします。
午後十時五十三分散会

六月十三日本委員会に左の案件を付託された。

一、トラックによる貨物輸送の安全対策に関する請願(第二九八九号)

一、ドライブイン等ドライバーの休憩所において酒類の提供を禁止する法律の制定に関する請願(第三〇〇七号)

第二九八九号 昭和四十七年六月八日受理

トラックによる貨物輸送の安全対策に関する請願

(一通)

請願者 静岡市鎌田六五九ノ一 青山芳樹

外八百九十二名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第一二五六号と同じである。

第三〇〇七号 昭和四十七年六月八日受理

ドライブイン等ドライバーの休憩所において酒類の提供を禁止する法律の制定に関する請願

請願者 京都府舞鶴市字杉山 松岡きみ子

外二十二名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第二九五号と同じである。

昭和四十七年七月五日印刷

昭和四十七年七月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局